

第4章 施策の展開

推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

〔1〕健康の保持・増進

(1) 健康に関する知識の普及・啓発

市民自らが、生活習慣を改善して健康増進を図れるよう、市民に対し、生涯を通じた健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

特に、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防の重要性や、適切な栄養摂取、壮年期以降にかかりやすい疾病などについて周知し、市民それぞれが身体機能を維持し、生活機能の自立を確保するための健康づくりを推進します。

歩数計アプリで健康づくり事業の啓発や企業向け・小中学校保護者向け健康講座を実施することで、若い世代からの健康づくりを促します。

(2) 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進

健康診査や保健指導を通して、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣の改善を図り、生活習慣病の早期発見や重症化予防、フレイルの予防に取り組めます。特定健診実施医療機関で健診当日や結果説明時に特定保健指導を利用できる環境を整えます。特定保健指導を実施していない医療機関で受診した特定保健指導対象者に対し、特定保健指導利用勧奨を行い、特定保健指導に繋がります。

各種検診による疾病の早期発見により、早期治療と治療の継続を推進することで、生活習慣病の早期発見や重症化予防を推進します。今後も特定健診・がん検診一括化受診票を送付、一定年齢の対象者に検診無料クーポン券送付事業を実施し、がん検診の受診率向上の啓発に努めます。

特定健診を受診していない者でも、事業者健診等、特定健診と同じ検査項目を含む健診を受診した場合、その結果の提出をもって特定健診を受診したとみなすことができます。特定健診以外の健診を受診した方が積極的に結果を提出してくれるよう、受診率向上のための動機づけを検討していきます。

引き続き、生活習慣病の早期発見や重症化予防に加えて、フレイル予防について広報し、受診勧奨に努めます。

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施【新規】

健康・医療・介護等の情報を共有分析することで、地域の高齢者の健康課題を明らかにし、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等の介護予防事業を実施することで、それぞれの状況に応じて、高齢者が自らの健康状態を維持できるよう、健康づくりから介護予防までの一体的な取り組みを進めます。

[2] 生きがいづくりへの支援

(1) 高齢者の生きがい活動への支援

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすために、高齢者の健康増進を図り、万年青年クラブ活動や地域でのサロン活動などの交流の場を提供することで、社会参加を促進するとともに、高齢者自身が共生の地域社会を支える新たな担い手として活動していただけるよう支援します。

(2) 万年青年クラブ活動への支援

高齢者の社会的なつながりと生きがいづくりを進めるため、万年青年クラブが実施するグラウンド・ゴルフ等のスポーツ活動を通じた健康づくり、社会奉仕活動、教養講座開催などの活動に対し、必要な支援を行います。また、万年青年クラブが継続的に活動できるよう、各クラブが抱える運営上の課題等への相談支援を行うとともに、地域のシニア世代への関心が高まるよう、活動内容等を周知し、参加しやすい環境づくりを行います。

(3) 高齢者の就労支援

公益社団法人奈良市シルバー人材センターにおいて高齢者が年齢に関わりなく働き、高齢者のもつ能力を発揮できる分野での就業の機会を確保し、活動の場の提供を行います。

(4) シルバースポーツの普及

奈良市スポーツ推進委員がモルック等のニュースポーツの研修にも積極的に参加しており、市は高齢者が楽しむことの出来るスポーツを普及することが出来るよう周知に務めます。健康増進、生きがいづくりの観点から、今後も続く高齢者人口の増加に対応しつつ、高齢者を中心としたスポーツ団体を活性化して、高齢者のスポーツ活動を拡充します。コロナ禍の反動から参加者の増加が予想されるため、人材確保・人材育成を図ります。

推進施策2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり

〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援と認定された方等を対象に、介護予防や生活機能の維持向上を図るため、介護予防ケアマネジメントにより作成されたケアプランに基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の各種サービスを適切に提供するとともに、これらサービスが利用者の介護予防及び自立に資するものとして効果的に活用されるよう必要な支援を行います。

特に、初期集中予防サービス（訪問型サービスC・通所型サービスC）については、関係機関や市民に広く周知し、サービスの提供を通じて、高齢者のセルフケア能力を高める働きかけを行い、サービス終了後も継続して介護予防に取り組み、自立した生活ができるよう支援します。また、住民主体による支援（通所型サービスB）については、生活支援コーディネーター等と連携しながら、現在、未実施の地区でサービスが提供できるよう目指します。

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、介護予防に関する普及啓発を図る取り組みとして健康出前講座や介護予防教室等を実施するとともに、地域における介護予防に資する住民主体の通いの場の支援として「元気ならエクササイズ」の派遣指導等を実施します。

また、地域リハビリテーション活動支援事業として、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援します。

(2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

日常生活圏域及び市域に生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の提供といった資源開発、関係者間の情報共有やサービス提供主体間のネットワークづくりといったネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングといったニーズと取り組みのマッチングを実施することにより、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進します。

(3) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となり次の機能を有する地域ケア会議を、地域福祉推進に関係する機関・団体、保健・医療に関係する機関・団体などと連携し開催します。

- ①主として個別ケースについて、多機関・多職種が多角的な視点から検討を行うことにより問題解決を支援する「個別課題解決機能」
- ②地域の関係者等との相互の連携を高め、また問題解決のプロセスを通じて、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の問題解決能力の向上を図ることで、自立支援に資するケアマネジメントの支援の質を高める「ネットワーク構築機能」
- ③個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備群を見出し、かつ関連する事実や問題、地域の現状等を総合的に判断して、実施すべき地域課題を明らかにする「地域課題発見機能」
- ④インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発していく「地域づくり・資源開発機能」

(4) 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者への支援の充実【拡充】

家族介護者の介護負担軽減に向けた一つの視点として、レスパイトケアにも着目しつつ、介護者同士が交流できる場（認知症カフェ等）への参加の促進を図るとともに、認知症の人と家族の会による相談支援の利用促進を図ってまいります。

また、ヤングケアラーの家庭における介護負担軽減のため、ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターとの連携強化を図るなど、家族介護者支援を推進します。

(5) 地域みまもりサポート制度の普及・啓発

地域住民や地域団体、地域にある民間事業者などが、普段の暮らしの中で行う挨拶や声掛けを通して顔の見える関係づくりを行い、また、住民同士で小さな変化に気づき、必要な支援につなげるためのきっかけとする「地域におけるゆるやかな見守り」を広げていけるよう、地区社会福祉協議会や民生委員、自治会などの協力を得て、地域みまもりサポート制度の普及・啓発に努めます。

(6) 最期まで自分らしく生きることへの支援（ACP（人生会議）の普及・啓発）

将来の身体の状態の変化に備え、人生の最終段階で受ける医療及びケアについて、本人を主体に、その家族や親しい人、医療・ケアチームなどと繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みであるACP（人生会議）の認知度及び取組率が低い状況にあるため、啓発リーフレット『人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）～「もしものとき」について話し合おう～』や奈良市版エンディングノート『わたしの未来ノート～おもいをあなたに伝えたい～』を市内各所で配布し普及啓発を行います。

(7) 防火・防災・防犯対策の推進

防犯意識のさらなる向上を図れるよう防犯教室を引き続き継続して開催し、また、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入補助も犯罪状況を鑑みながら継続することで、被害防止を目指します。

また、現代の日本社会において、女性活躍推進が図られ夫婦共働き世代が増加していることから、地域に密着した防火・防災啓発を実践している女性防災クラブにおいては全国的に若年層の参加が減少し、クラブ員数の減少及びクラブ数の減少が進んでいます。当市の女性防災クラブにおいても高齢化が進み、若年層の参加が減少傾向にあることから、既存クラブの活動の充実を図るとともにクラブ員数及びクラブ数の現状維持を図ります。

(8) 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保

シルバーハウジング生活援助員派遣事業開始当初と比べ、介護保険サービス等が拡充していることから、当事業の利用状況等を踏まえ、事業の継続の必要性及び代替え措置を検討し高齢者の居住の安定と社会福祉の増進を図ります。

①公園

令和5年度に策定する新たな公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の整備を進め、地域の利用形態を把握し、地域住民が利活用しやすい「より良い公園」づくりに努めていきます。

②移動・交通

◆バリアフリー法に基づく整備

2013年度（平成25年度）に策定した「奈良市バリアフリー基本構想」は策定から約9年が経過し、法改正や社会情勢の変化等に対応した見直しが必要な状況となっています。

そのため、2023年度（令和5年度）より改定作業を行っており、既存の重点整備地区の見直しとあわせて、新たに重点整備地区を年間3地区程度ずつ設定し、年次的に市内全駅周辺地区に拡大していく予定です。

重点整備地区として設定した地区については、後年度に特定事業計画を策定し、その計画に基づき公共交通、道路、建築物、都市公園、路外駐車場、交通安全施設等におけるバリアフリー化の進捗管理を行うことで、高齢者・障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備のさらなる推進を図る方向です。

◆交通安全運動実施における高齢者の交通事故防止

交通環境保全のために、迷惑駐車・不法駐輪等の巡視活動を行っていますが、法改正等の状況の変化に合わせ、継続的な啓発活動を行う必要があります。交通安全教室については、第5次総合計画において開催率100%を令和8年度までの目標値として掲げています。今後も奈良・奈良西・天理警察署と協力し、学童園児だけでなく、市民一人ひとりに交通安全意識を高めていただくため、今後も引き続き交通安全教室の強化を図っていきます。

③ 住まいの確保と整備

引き続き、シルバーハウジングや高齢者世帯向け住宅を中心に、段差の解消や手すりの設置された住宅の供給を行います。また、模様替え申請（手すりの設置等）についても、引き続き承認し、居住性の向上に貢献していきます。

引き続き、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅の登録及び入居希望者への情報提供を行い、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。

〔2〕地域福祉関係機関との連携体制

（1）奈良市社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携

単身高齢者世帯の増加や地域のつながりの希薄化などを背景とした高齢者の地域での孤立を防ぎ、複雑化・複合化する問題や多様化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉の担い手である市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、また活動を支援することで地域福祉の充実を図ります。

（2）ボランティア・NPO活動など市民公益活動との連携

ボランティア・NPO活動の拠点となる施設(ボランティアセンター、ボランティアインフォメーションセンター)の運営を通して、しみんだよりや市のホームページなどを通じたボランティア情報の積極的な情報提供及び活動の主体となる人材の育成を行うとともに、ボランティア団体やNPO法人などの市民公益活動団体の活動を支援するため、講座やセミナーを開催します。また、多様化するボランティアのニーズを把握し、ボランティアをコーディネートしていきます。

併せて、幅広く担い手を発掘するため、講義形式に加え、SNSや動画配信を活用するなど、様々な方法で市民公益活動の展開を進めます。

また、奈良市ボランティア登録制度の新規登録者及び登録更新者に対し奈良市ポイントの付与を行うなど、奈良市ポイント制度を活用し、より多くの住民に継続的に地域のボランティア活動に参加してもらうきっかけづくりを推進します。

今後も引き続きボランティアとの一層の連携強化を図り、「市民協働、共助」による福祉のまちづくりを進めていきます。

〔3〕地域包括支援センターの機能強化

（1）ネットワークの推進とコーディネート力の向上

地域包括支援センターが中心となり、圏域における複雑化・複合化しているケースについて、相談機関やサービス提供事業者、地域団体や民間事業者などと連携を図りながら解決に向けて対応できるよう地域ネットワークの構築を進めるとともに、地域ケア会議などを通じて、地域課題の共有や課題解決を図りながら地域包括支援センターの地域支援力、サービス調整力といったコーディネート力の強化を図ります。

(2) 地域包括支援センター職員の資質向上

地域包括支援センターに配置されている三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の専門性に合わせた研修を定期的に行い、それぞれの専門職としての資質の向上を図ります。

また、介護保険法において、地域包括支援センターには自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質を高めていくことが求められていることから、地域特性や地域の現状を踏まえた適正な目標設定と取り組みの実践、評価と改善のプロセスを通じて地域包括支援センターの機能強化を図ります。加えて、基幹型地域包括支援センターが、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援等を担い、地域の課題や目標を共有しながら相互の連携を強化するなど、地域包括支援センターの効率的かつ効果的な運営に資する支援を行います。

(3) 包括的相談支援体制（重層的支援体制）の構築【拡充】

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の相談（属性や世代、相談内容に関わらず）を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能なサービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、地域包括支援センターだけでは解決が困難な事例は、他の分野の相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複雑化・複合化した課題への対応力向上を目指します。

[4] 在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療・介護に関する相談体制

在宅医療や介護の関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療と介護の連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び必要な援助を行うとともに、地域の医療・介護関係者の連携を支援する相談会の開催や退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

(2) 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に実施し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、医療と介護が共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識し、地域の医療・介護の資源の把握を行い、把握した情報を活用して、地域住民の医療・

介護へのアクセスの向上を支援するとともに、現状の分析、課題の抽出、施策の立案を行います。

〔5〕認知症施策の充実

（1）認知症に関する理解促進

認知症サポーター養成講座や市民だより、認知症ケアパスやリーフレット等を活用し、また、世界アルツハイマーデーにあわせたオレンジライトアップなどを通じて、認知症についての正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解が深まるよう啓発を行います。また、認知症サポーターの更なるステップアップを目的とした講座を開催するなどして、認知症に関する地域での活動において活躍していただける人材を養成します。

（2）認知症の人と家族への支援

介護家族が安心して住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、引き続き「認知症の人と家族の会」による認知症相談を実施し、地域包括支援センターにおいても、認知症の相談支援を充実させ、若年性認知症や認知症の人の社会参加などの相談にも対応できるように取り組むとともに、奈良市安心・安全“なら”見守りネットワークの普及啓発と、協定協力事業者数の拡充を進め、認知症高齢者の安全確保を図るサービスを充実させます。

（3）認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進

各地域包括支援センターに認知症が疑われる人の早期対応を図るために認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方や地域包括支援センターへの総合相談を利用された人に対して、即時対応及び集中的な支援を実施することにより、認知症の早期発見と早期治療を推進します。

〔6〕災害や感染症にかかる体制整備

（1）災害への対策

今後も引き続き、地震や風水害などの災害時に対して高齢者の生活を支援する施策に取り組みます。

① 避難行動要支援者への支援

災害が発生したときに自力で避難することが困難な要支援者の情報を登載した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、災害発生時の安否確認などに役立てるとともに、本人同意を得たものについては、自主防災防犯組織等の地域の支援者に配布することで平時の見守り活動や避難訓練等の地域における避難支援の取り組みにも活用を図ります。

② 福祉避難所等の開設・運営

必要に応じて一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者が滞在するための福祉避難所を開設します。また協定先を入所施設以外にも広げるなど協定施設数の拡充や、協定施設と連携した訓練や研修会等を実施するなどの取り組みを進めていきます。

(2) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられてから、高齢者福祉施設等においても徐々に日常を取り戻しつつあります。しかし、インフルエンザ等の感染症への注意や感染対策は依然として必要です。

要支援、要介護者の生活を支える介護サービスの提供を継続していくため、事業所に対し、感染症対策を徹底するよう、市から指導・助言を行います。

また、日ごろから高齢者等へ日常生活で行う感染症対策の周知啓発や情報提供を行います。

感染症等の健康危機発生時には、市保健所や県といった関係機関や関係団体等と連携・協力し、正確な情報提供や相談できる体制の整備を図り、高齢者福祉施設等による必要なサービスの提供が担保されるよう、感染症対策等に関する必要な支援を行っていきます。

推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

〔1〕 高齢者虐待防止への取り組みの推進

（1）高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携により地域における高齢者虐待防止のための「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置しています。

引き続きこのネットワークの機能強化のため、定期的に事例検討や虐待防止に関する情報提供をする機会を設け、関係機関の資質向上を図り、虐待の防止に向けた啓発、虐待を発見した場合の適切な対応ができるよう取り組みを推進します。

（2）虐待防止のための啓発の推進

高齢者虐待防止に向け、早期発見・早期対応の取り組みとして、啓発物品を窓口を設置するとともに地域包括支援センターを通じて配布し、相談・対応窓口の周知を行うことにより、介護疲れや介護ストレスが深刻化する前に相談につながるよう、民生委員や自治会等の地域の組織、地域住民への啓発を行います。

（3）施設における虐待の防止

高齢者施設内での虐待については、虐待事案における要因分析や介護サービス事業者に対する研修実施等を通じて防止に向けた啓発・情報共有に努めるとともに、高齢者が安心してサービスを受けることができるよう、関係部署と連携して引き続き迅速な対応に努めます。また、身体拘束ゼロをめざした取り組みを引き続き推進します。

〔2〕 高齢者の権利擁護の推進

（1）判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護の取り組み

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知を図り、積極的な利用を促進するとともに、必要に応じて、成年後見制度の市長による代行申立を活用します。また、成年後見人の報酬の助成を行い、高齢者のための権利擁護事業を推進します。

（2）生活困難な高齢者に対する支援

経済的な理由などにより生活が困窮している高齢者のために、「生活困窮者自立支援法」に基づき、それぞれの状況に応じ、生活の安定や就労など包括的かつ継続的な

自立に向けての支援を行います。また、関係機関との連携強化、相談窓口の効果的な広報を行います。

(3) 消費者被害防止対策の推進

特殊詐欺・悪質商法等による被害を防止し、犯罪被害等の予防を行うためには、草の根の啓発活動が肝要であるため、今後も継続し、啓発活動を引き続き実施していきます。また、市報や SNS 等を駆使したり、見守る立場の方への啓発に努めたり、最小の経費で最大の効果を上げるよう方法を検討します。

(4) 成年後見制度の周知と利用促進

「奈良市権利擁護センター」が権利擁護に関する相談支援を行い、また、市民や地域の活動者、医療機関や金融機関等に対し、成年後見制度の講座を開催するなどして、普及啓発を行い制度の利用促進を図ります。

判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の向上を図るため配偶者又は2親等内の親族等がない又はこれらの親族がいても事情により、親族等による申立てを行うことができない者に対して、市長が代わって成年後見の申立てを行います。また資産状況等により報酬の負担が困難なものに対して報酬助成を行います。

推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

〔1〕 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービスの充実

介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が継続できるよう、また病気になった方が自宅で安心して療養や介護を受けられるよう地域の特性やニーズに合わせて、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築と連携させたサービスの充実を図ります。

サービス提供事業者の新規参入もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、サービスに対する地域の介護ニーズ（必要性）に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供に引き続き努めます。

(2) 施設・居住系サービスの提供体制の確保

2025年(令和7年)には要介護認定率が高まる75歳以上の後期高齢者が一層増えることが予想されます。地域の介護ニーズや重度の要介護者の動向やニーズ、近年整備が進んでいる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置数等も踏まえながら、今後必要な施設の整備を図っていきます。

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅数の推移

単位：床

施設名	2017年度 (平成29年度) 設置数	2020年度 (令和2年度) 設置数	2023年度 (令和5年度) 設置数
住宅型有料老人ホーム	1,365	1,631	1,923
サービス付き高齢者向け住宅	720	994	1,148

(各年度3月31日現在 2023年度のみ12月31日現在)

「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」は年々増加しています。「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」では生活上必要な支援を受けながら個々の状態に応じた在宅サービスを利用することができるため、多様な介護ニーズの受け皿となっており、利用する方は今後も増加すると見込まれます。

第9期においては、施設入所が必要である待機者数の精査及び空床理由の把握を行い、将来に必要な介護サービス基盤の整備量を見込んだ結果、施設サービス、居住系サービス、その他の施設サービスいずれについても現状のとおりとします。

家庭に近い居住環境が提供できる在宅サービスについては、地域包括ケアシステムの構築の更なる推進を目指し、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者などのニーズに対応できるよう、在宅生活を支援する地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。

特に、利用者が住み慣れた地域で暮らしつつ本人や家族の状態に応じて「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを組み合わせて利用することができる、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等のサービス事業所の基盤整備の推進を図っていきます。

整備にあたっては、「地域共生社会の構築」の推進につながるよう、公有地等の活用も検討していきます。また、既存の施設・居住系サービスについて、その特色や利用条件の周知に引き続き努めていきます。

施設・居住系サービスの整備目標

・施設サービス

単位：床

施設名	2023年度 (令和5年度) 設置数	2026年度 (令和8年度) 整備目標	第9期 整備数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,652	1,652	0
介護老人保健施設	1,198	1,198	0
介護医療院	200	200	0

・居住系サービス

単位：床

施設名	2023年度 (令和5年度) 設置数	2026年度 (令和8年度) 整備目標	第9期 整備数
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	636	636	0
特定 施設	ケアハウス・養護老人ホーム	235	235
	有料老人ホーム	774	774

・その他の施設サービス

単位：床

施設名	2023年度 (令和5年度) 設置数	2026年度 (令和8年度) 整備目標	第9期 整備数
養護老人ホーム	125	125	0
軽費老人ホーム (ケアハウス・軽費A)	460	460	0

〔2〕サービスの質向上に向けた取り組み

（1）介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施

利用者に対し、適切なサービスが提供されるよう、指定・指導権限がある本市では権限を適正に行使するとともに、施設・居宅サービスなどについては、厚生労働省、奈良県並びに近隣市町村と連携しながら、サービス提供事業者に対する調査や監査などを必要に応じ実施します。

限られた人員でサービスの質を維持・向上できるように、指導項目の絞込み・重点化等、引き続き実地指導の効率化に努め、指定の有効期間中に1回以上の割合での実地指導を目標に取り組みます。

また、介護保険サービスの実績を重視した指導対象の選定等、給付の適正化に資するより効果的な実施方法について検討していきます。

（2）介護サービスに関する相談体制の充実

高齢者及び親族から介護サービスへの意見や要望、不安や疑問についての相談があった場合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などと適宜連携を図りながら、高齢者が適切なサービスを受け、住み慣れた地域で自立して暮らし続けることが出来るよう支援します。

（3）介護従事者の育成・定着のための支援

「量」と「質」の好循環を進めるという視点に立ち、引き続き奈良県やサービス提供事業者などとの連携を図り、介護人材の確保対策などを適切に実施するとともに、介護事業所の組織活性化や介護職員のストレスコントロールといった内容の研修実施などを通して、介護職員の育成・定着に向けた質の向上の支援に努めます。

また、奈良市として、ケアマネジメントに関する考え方を、集団指導などを通じ、周知していきます。

〔3〕介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

（1）介護人材の確保

介護サービスを支える人材を確保し、将来にわたり継続的に介護サービスを提供していくため、介護サービス事業所の地域住民との交流や学生の職場体験、イベントへの参加等を促進することにより、介護職の魅力を広く発信するとともに、幅広い世代へ向けた介護職のイメージアップにつなげていきます。奈良県やサービス提供事業者と連携するとともに将来の介護人材となり得る層などの協力も得ながら効果的な施策を模索していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、住民主体の介護予防活動などを促進するとともに、元気な高齢者の方の「介護助手」としての活用についても検討していきます。

（2）業務効率化の取り組みの強化

引き続き、国、県と連携しながら、仕事と家庭の両立やハラスメント防止といった労働環境の改善や処遇改善を促進し、介護職員の人材確保と介護サービス事業所における人材の定着を支援します。

また、令和6年度以降順次介護サービス事業所の指定・届出手续が電子申請に移行されることに伴い、介護サービス事業所における文書負担や業務負荷の更なる軽減が図られることから、国、県と連携しながら、円滑な移行準備を進めるとともに、引き続き介護サービス事業所における文書負担や業務負荷の軽減を模索していきます。

（3）キャリアアップへの支援等【新規】

介護職員のキャリアアップの支援に向けた施策として、奈良県人材確保対策支援補助金を活用し、介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用に対する補助事業を行うとともに、介護事業所の組織活性化や介護職員のストレスコントロール等を内容とする研修を実施します。

〔4〕介護保険制度の円滑持続可能な運営のための仕組みの充実

（1）介護給付適正化の推進

奈良県高齢者福祉計画及び第9期奈良県介護保険事業支援計画（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））を踏まえ、奈良市において介護給付などに要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定め、介護サービスの質の向上及び介護保険給付の適正化を引き続き図ります。

① 要介護認定の適正な実施

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、随時、認定調査員に対する研修を実施するとともに、認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検を実施し、認定基準の統一化に引き続き努めます。

また、介護認定審査会委員に対する研修や相互の意見・情報交換に努めるとともに、合議体間での格差が生じないように、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び合議体間の差等について分析を行い、介護認定審査会委員構成の変更など、介護認定審査会機能の平準化および委員の意見を反映してデジタル方式などを取り入れたスムーズな運営ができるよう合議体の改善を図ります。

② ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を実施、点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の能力向上を目指し、適切なサービス提供の推進に努めていきます。

具体的には、国保連の介護保険給付適正化システムを活用し、自立支援に資する適正なケアプランになっているかという観点から点検対象の事業所を絞り込んだ上で、効果的なケアプラン点検等の実施を行います。

③ 住宅改修などの点検

奈良市が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などを行って、施工状況をリハビリテーション専門職などが点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除していきます。

また、福祉用具利用者には訪問調査などを行って、福祉用具の必要性や利用状況などについてリハビリテーション専門職などが点検することにより、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めていきます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処理を行います。

また、奈良県国民健康保険団体連合会との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図っていきます。引き続き、「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所者一覧表による点検」と「軽度の要介護状態変更受給者一覧表による点検」を行います。

(2) 低所得者などへの対策の推進

低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする「社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業」に対する助成を実施するとともに、社会福祉法人などに対し、この制度の積極的な実施を働きかけ、市民への制度周知にも取り組みます。

また、低所得の高齢者の経済的な負担を軽減するために、介護保険料の軽減措置を実施し、対象となる方が減免制度を利用できるよう、案内に努めます。

(3) 介護サービスの普及啓発の充実

ガイドブックや市広報誌、出張説明会（「まちかどトーク」）やホームページなどを通じ、介護保険制度やサービスの利用方法、サービス提供事業者などについて、市民に対する情報提供を行っていますが、より分かりやすい内容にするるとともに、ホームページを積極的に活用していきます。